

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会（第5回）の審議要旨

- 1 日 時 平成22年7月8日（木） 14:00～16:00
- 2 場 所 山口県産業技術センター 第1研修室
- 3 出席者 三浦房紀委員長、三島正英委員、磯部昌毅委員、
魚谷礼子委員、齊藤敏枝委員

（委員会の内容）

I 橋口新産業振興課長挨拶

今回は、産業技術センターの事業評価を行うという観点から、現場であるセンターにおいて評価委員会を開催させていただいた。

昨年4月の独法化以降、センターは、中期計画に基づき、技術支援の強化、研究開発の推進、産学公連携の取組により、県民サービスの向上に努めてきた。

県としては、センターが、中期計画で掲げたあるべき姿を実現し、目標を達成していくためには、毎年度の実績をしっかりと検証する事後評価が不可欠であると考えている。

独法化の根幹である評価について、本日は忌憚のないご意見を賜りたい。

II 報告

第4回審議要旨について

→ 資料1により、事務局から説明

III 議題

法人の平成21年度に係る業務の実績に関する評価について

法人の平成21年度に係る財務諸表等について

→ 資料2～7により、事務局・法人から説明

《資料説明後、質疑応答・意見交換》◆委員長 ●委員 □事務局 ◇センター

- この一年間のセンターの努力がうかがえるとともに、独法になって新たに組み込まれたことに対する成果が現れていると思う。

技術相談対応件数が目標を達成した要因は、専任職員を配置した技術相談室の設置によって、有効な対応ができたからか。

- ◇ それに加え、研究員・コーディネータが積極的に企業を訪問し、技術ニーズの掘り起こしを行ったことが挙げられる。
- 技術相談対応件数が3,578件に対し、相談者数が580社となっており、1社あたり平均すると7件となる。技術相談対応件数は、どのようにカウントしているのか。
- ◇ 相談内容ごとに1件としてカウントしている。
- 研究開発・技術支援による事業化（商品化）件数の実績が6件となっている。そのうち、技術支援によるものが5件であるため、技術支援の項目においては、（5段階評価のうち）評点が4、一方、研究開発によるものが1件であるため、研究開発の項目においては、評点が2となっている。1つの指標に対し、2つの評価があるということになっているが、これでよいのか。
- ◇ 確かに1つの指標であるが、技術支援・研究開発というそれぞれの項目に着目した場合には、やはり評価が異なってくる。研究開発による事業化が1件に対し、評価が4となると、その評価について疑義が生じると思う。項目・評価の仕方については、再度検討してみたい。
- 率直な感想として、全般としてよく努力をしていると思う。運営費の効率化については、独法化前の19年度に比し、6.1%の削減となっている。目標は削減率が1%であるが評点が3となっているのは、なぜか。この削減率を見ると評点は5でもよいのではないか。
- 運営費にかかる交付金の算定については、県の財政状況を踏まえ、19年度決算にまず5%を削減した上で1%の効率化を図ることとしており、実際は、その算定どおりの削減を行ったものであることから、評点は3としている。
- 剰余金2千6百万円が生じた背景を説明されたい。予算との対比の中でどこを節減され、黒字化したのか。
- ◇ 外部資金に係る間接経費の活用による一般管理経費への対応、光熱水費の節減、欠員に対する非常勤職員等の活用により、業務を停滞させることなく、経費を節減したものの。
- 国補正予算による「ものづくり補助金」等の支援をセンターが行ったということだが、これが剰余金の発生に関係しているのか。
- ◇ 「ものづくり補助金」は、あくまで企業に対し補助されるもので、センターに外部資金として直接的に収入が入ってくるものではない。ちなみに、採択された企業から実証評価等のためにセンターが受託研究を受けたという間接的な影響はあった。

- この国補正予算という特殊要因が今年度以降はないが、どう考えるか。
- ◇ 独法化により、センターは外部資金の管理法人となることができるため、今年度は、既に管理法人として1件の外部資金を獲得している。このような取り組みを継続して行っていきたい。
- 損益計算書の中の臨時損失と臨時利益の数値が同じなのは、なぜか。
- ◇ 臨時損失・臨時利益の対象となっているのは、県から譲与を受けた物品等のうち、センターにおいて資産計上しないものである。独法会計基準により、県から目的を指定され資産を譲与された場合は、貸借対照表上において、資産に計上すると同時に、負債に同額の資産見返勘定を計上することとされており、減価償却については、損益計算書において費用化するとともに、その同額を資産見返勘定から収益化することとされている。この考え方と同等の取り扱いにより、このような処理を行ったものである。
- 損益計算書において最初に費用が記載されているが、企業の損益計算書とは、取り扱いが違うのか。
- ◇ 独法は、まず法人が取り組むべきことに要する経費があつて、それを補うための財源があるという考え方を採っており、このような記載方法が、独法会計基準により定められている。企業会計をベースに独法の特殊な取り扱いを踏まえた会計基準となっている。
- ◆ 大学においても、授業料の取り扱いについて、同様の考え方が適用されており、独法の特殊な会計基準があることから、民間の企業会計とは異なる点がある。
- ◆ 貸借対照表上で特許が1件1円で資産計上されているが、その考え方はどうなっているのか。
- ◇ 会計基準では、取得にかかった経費を資産計上することとされているが、実際に活用されなければ、資産としての価値が認められないので、公認会計士と協議をした結果、備忘価格である1件1円で計上している。特許権が切れるか維持しなくなるまでは、1円で計上する。
- ◆ 剰余金を目的積立金として繰り越すことができるということが法人化のメリットであるが、これは経営努力によるものでなければならない。これに関連してだが、外部資金の間接経費については、どのように取り扱っているのか。
- ◇ 研究資金の10%が間接経費として入ってくるが、示された用途の例に従い、当該研究にかかる光熱水費等に充当している。これにより、運営費交付金が節約できることになっている。

- ◆ こういうことも、剰余金が発生した一因になっているということか。
- ◇ そのとおりである。その他に光熱水費の節減等が上げられる。
- 外部資金の獲得に伴う間接経費の活用や一般管理費の節減・効率化といった経営努力により、剰余金が発生したとのことであるが、法人として具体的にどのような事に取り組み、努力を行ったかということが重要である。
- 情報公開や安全管理の規程等、新しい仕組みを整備するという項目に対し、それを整備した場合、評点は標準の3となると思うが、こういった項目に対し、5の評点をつける可能性があるかどうか、委員の方々の考えを教えてください。
- ◆ こういった仕組みが、実際に機能し事故等の未然防止につながった、あるいは、他の模範となったという場合には、高い評点をつけることが可能であり、こういった項目は、単年度のみならず、中長期的な視点で評価をすることが必要である。
- 本日のヒアリングを踏まえて、後日、各委員の方々と調整させていただいた上で、評価書素案を事務局で作成し、次回の評価委員会で審議をお願いしたい。

《各委員了承》

IV 山田産業技術センター理事長挨拶

今回、自己評価を行ったが、これを業務運営の改善に生かし、P D C Aサイクルをしっかりと回していきたい。

今回の自己評価及び次回の評価委員会評価の結果を踏まえて、法人の業務運営の改善につなげ、更なる効率化を図りながら、県民サービスの質の向上に努めてまいりたい。